

一般社団法人日本心身医学会認定医療心理士認定更新に関する規程

1. 日本心身医学会は医療心理士の資質とレベル保持のため、次の方式により認定更新制度を施行する。
2. 日本心身医学会の認定を受けた医療心理士は、認定を受けてから5年目の年度末までに、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて日本心身医学会認定医療心理士を呼称することはできない。ただし65才以上かつ3回以上の資格更新回数を経た者は、審査により退会時まで資格を自動更新とする。
3. 認定更新は、コ・メディカルスタッフ認定制度委員会が行う。
4. 認定更新は、毎年1回、「心身医学」誌上及び学会ホームページ上に公告して行う。この公告には、その年度に更新の審査を受けるべき該当年次者、並びに認定更新申請に必要な提出書類や申請期限を掲載する。
5. 公告に掲載された事項に該当する医療心理士は、公告に従い、所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。
6. 認定更新は、認定を受けてから5年間に本学会が指定した教育的、学術的企画に参加し、下記の所定研修単位を取得した者について行う。
 - 1) 総単位数は、50単位以上とする。
 - 2) 上記1)のうち25単位以上は、認定医療心理士講習会・日本心身医学会（地方支部を含む）及び日本心療内科学会の企画したものへの参加により取得したものとする。
 - 3) 上記1)のうち、論文掲載もしくは学会発表により取得した単位は必須条件とはしない。
7. 認定更新に必要な研修単位取得の対象となる企画とその参加単位数
 - 1) 研修単位取得の対象となる企画とその参加単位数
 - ① 日本心身医学会が行う講習会
 - (イ) 教育的講演会
 - a. 認定医療心理士講習会への参加は15単位とする。
講師・演者としての参加は5単位加算する。
 - b. 日本心身医学会総会時の教育的企画への参加は1日規模は10単位、半日規模は5単位とする。
講師・演者としての参加は5単位加算する。
 - c. 各支部が主催又は後援する教育的企画への参加は、1日規模は10単位、半日規模は5単位とする。
講師・演者としての参加は5単位加算する。

(ロ) 学術的講演会

- a. 日本心身医学会総会時の学術集会への参加は10単位とする。講師・演者は5単位加算する。この参加単位は1日以上の場合、1日の出席でも1回と計算する。
- b. 日本心身医学会地方会への出席は10単位とする。講師・演者は5単位加算する。

② 日本心身医学会以外が行う学術的、教育的大会

- (イ) 日本心身医学会が認定した学術大会および研究会等への参加は5単位とする。講師・演者は5単位加算する。
コ・メディカルスタッフ認定制度委員会が認めた学会及び研究会は、別紙「日本心身医学会コ・メディカルスタッフ認定制度委員会認定学会および研究会」に示す。
- (ロ) 日本内科学会など各診療科に関連した全国規模の学術大会への参加は5単位とする。講師・演者は5単位加算する。
- (ハ) 心身医学関連の国際学会への参加は10単位とする。講師・演者は5単位加算する。

③ 論文及び著書

- (イ) 日本心身医学会発行の学会誌（心身医学）のほか、心身医学系5学会発行の学会誌については、筆頭者は10単位、共著者は4単位とする（単なる連名者でないこと）。
 - (ロ) 本学会コ・メディカルスタッフ認定制度委員会が認めた他学会での心身医学系の論文については、筆頭者は5単位、共著者は2単位とする（単なる連名者でないこと）。
 - (ハ) 心身医学系著書については、筆頭者は5単位、共著者は2単位とする。
- 2) 認定更新に必要な取得単位の申請は自己申告制とし、それを証明するに足る書類を添付すること。ただし、まとめの用紙は本学会が指定する書式によるものとする。
 - 3) 総会及び地方会等の演者としての単位の算定には、それを証明するプログラム又は抄録の写しを添付すること。
 - 4) 論文及び著書は、心身医学にかかわる学術的なものに限る。申請の際その別刷又は写しを添付すること。抄録及び一般書は認めない。

8. 認定を受けてから認定更新するまでの所定の期間（認定ごとに指示する）に取得した単位数が、所定の研修単位に満たないときは、認定更新の保留を申し出て所定単位数

を満たしたときに再申請することができる。保留期間は2年までとし、保留期間中は日本心身医学会認定医療心理士を呼称することはできない。ただし、特別な事情（長期の病気療養や研究のための外国留学等）の場合は、その事情を記した書類を添付して、保留期間の延長を申請することができる。

9. ここに記載された認定更新制に関する事項の改定は、コ・メディカルスタッフ認定制度委員会の議を経て、理事会の承認を要する。
10. 認定更新の事務は、日本心身医学会事務局において行う。

附 則

この規程は 2007 年 3 月 30 日から施行する。

この規程は 2009 年 12 月 4 日から施行する。

この規程は 2019 年 11 月 14 日から施行する。

この規程は 2023 年 7 月 1 日から施行する。